

# 基本仕様書

## 1 件名

統合端末等賃貸借業務（令和8年度増設）

## 2 設置場所及び設置台数

別紙1のとおり

## 3 賃貸借を行う機器等

別紙2のとおり

### ※ 用語の定義

- (1) CS、ファイアウォール、監視サーバ及び管理端末を総称して「CS機器等」という。
- (2) 統合端末、ICカードリーダライタ、タッチパネル、照合情報読取装置及びネットワークプリンタを総称して「統合端末等」という。

## 4 納入期限

令和8年7月13日

## 5 賃貸借期間

令和8年8月1日から令和12年7月31日まで（4年間）

## 6 検査

納入日に機器を使用できる状態にし、賃借人の検査を受けること。

## 7 搬入・設置等

### (1) 統合端末等

賃貸人は、別紙3「住民基本台帳ネットワークシステムのハードウェア構成図」及び次の事項に留意の上、統合端末等の搬入、組み立て、設置、調整、統合端末等の電源コンセントの設置・接続、関連するソフトウェアのインストール・設定、機器設定、動作確認等を行うものとする。

ア フロントオフィスネットワークシステムに接続するため、賃借人が準備する島HUBから端末・プリンタまでのLANケーブルを接続すること。なお、現行機器に接続されている既設LANケーブルを使用しても良いが、機器設置場所の変更または既設LANケーブルの損耗が認められる個所については、新LANケーブルを準備し配線を行うこと。

- イ LAN配線を行う際は、必要に応じてモール等を敷設し、業務運用に支障が出ないようにすること。
- ウ LANケーブルについて、CAT6以上/UTP0.5-4P/赤/ストレートを使用し、LANケーブルの両端には、端末名、島HUBのホスト名及びポート番号を記載したラベルを添付し、接続先と接続元が分かるようにすること。
- エ 島HUBポートについて、どの端末・プリンタを接続したか分かるように写真撮影及び所定の様式に端末名、プリンタ名、島HUBのホスト名及びポート番号を記載して納品物として電子データを提出すること。
- オ 統合端末の設置について、現行機器の撤去と同時に実施する必要があるため現行機器納入業者と綿密に協議し、現行機器の撤去を含めた移行計画を策定すること。
- カ CS機器等の運用保守事業者と十分に調整した上、統合端末等を接続すること。更新作業にあたってはCS機器等との接続を一時的に行うため、現行機器の運用保守事業者立会いのもと、接続テスト等を十分に行うこと。
- キ 全ての統合端末にセキュリティワイヤーを設置すること。

## (2) 共通事項

- ア 本市との窓口となる連絡体制を設置し、要員については、調達製品（ハードウェア、ソフトウェア）の仕様を熟知し、本市等へ適切なコンサルテーションができる者とする。
- イ 機器類の搬入について、本市が別途指示する搬入口及びエレベータを使用し、器物破損防止に努めること。
- ウ 統合端末等について、保守の連絡先を明示した機器番号シールを作成し、賃借人の指示する場所に貼付すること。
- エ ネットワーク接続に関しては、既設のネットワークの変更を伴うため、その接続方法、ネットワーク設計及びセキュリティ設計に関し、賃借人と十分に協議・調整を行った上で機器の設定を行うこと。
- オ 動作確認について、賃借人に確認項目の承認を受け、本市立会いのもとで実施すること。
- カ 作業計画書をイベント毎に作成し、事前に賃借人の承認を受けること。  
なお、作業中に課題や問題が発生した場合は、課題管理表を作成した上で本市または住記システム、附票システム事業者に問い合わせを行い、速やかに改善に向けた対応を行うこと。
- キ 統合端末等に係る詳細なドキュメント（設定情報を含む。）を作成すること。また、契約期間中にバージョンアップ等があった場合も同様とする。
- ク 統合端末等の有する機能について、整備された日本語マニュアルを作成すること。  
また、契約期間中のバージョンアップ等によりマニュアル変更が生じた場合には、これに速やかに対応すること。
- ケ 地方公共団体情報システム機構から配付された業務ソフトウェアが利用できるよ

う導入すること。

コ 機器の導入、各種設定を行う際には、本市の通常業務に支障が無いようにすること。

## 8 統合端末等の保守

賃貸人は、次の事項に従い、賃借人の指示により、統合端末等の保守業務を行うものとする。

### (1) 保守

ア 保守業務を行うにあたっては、通常業務に支障のない方法で行うこと。

イ 保守対象および保守条件に関しては別紙2に記載のとおりとする。

### (2) 障害時対応

ア 統合端末等の障害発生時には、直ちに設置場所にて復旧作業を行うこと。

また、設置場所にて復旧が困難な場合には、代替機を設置すること等により運用に影響しないよう配慮すること。

イ 統合端末等の障害発生時の復旧にあたり、地方公共団体情報システム機構への問い合わせ、障害ログの取得、障害復旧処置等を実施すること。

ウ 障害が発生した場合は、障害箇所の特定を行い、賃貸人の責任において住記システム及び附票システム等の事業者と十分に調整し、住記システム等への影響がないよう対策を講じること。

エ 障害対応やバージョンアップ等の作業時などには、データ、ソフトウェア等のバックアップをしておくこと。

オ 障害等により機器の交換、設定の消失が発生した場合は、直ちにSEを派遣し、直近のシステムバックアップファイルより、障害発生前と同様の状態までリカバリを行い、既存システムが正常に動作する事を確認すること。

なお、リカバリ作業を行う際は、賃貸人と協議し、業務運用に支障がないよう、安全確保について十分に留意すること。

カ 障害復旧後は、同様の障害が発生しないよう是正措置または予防措置を講じること。

### (3) 運用管理、その他

ア 本市からの障害発生時の連絡を受けられる連絡体制を整備すること。

なお、緊急時には休日・夜間等においても連絡の取れる体制を確保すること。

イ 統合端末等で利用する業務ソフトウェアが地方公共団体情報システム機構から配付された場合、年間2回までは本業務費用内で更新作業及び設定作業を行い、動作確認を行うこと。

なお、作業の詳細については、賃借人と協議の上で決定すること。

ウ OSその他アプリケーションソフトについて、本市と協議の上、設定変更・修正の作業を実施すること。

- エ ソフトウェアについては、セキュリティ対策、障害対策を含む修正モジュール、リビジョンアップ及びバージョンアップ（有償のものを含む。）が出た場合は、速やかに賃借人に連絡するとともに、賃借人の指示により、迅速にインストール等を行い、導入済のソフトウェアを含めて動作確認を行うこと。
- オ 年1回、統合端末の管理者権限パスワードの変更作業を行うこと。
- カ 元号が変更となった場合は、本調達内で必要に応じて設定変更等を行い、新元号開始日から対応できるように支援すること。
- キ 契約を履行するうえで知り得た個人情報に関しては、次の事項を遵守するとともに、調達時の広島市情報セキュリティポリシーに従い適正に取り扱うこと。
- ク 賃貸人は、本業務に関し知り得た情報について、その秘密を厳守し第三者への漏洩を防止するとともに、必要かつ十分な管理的措置を施すこと。
- ケ 本業務の従事者は、契約の履行に際して知り得た本市の情報を、契約の存続期間はもちろん、契約の終了後及び解除後においても第三者に漏らしてはならない。
- コ 賃貸人は、調達時の広島市情報セキュリティポリシーの内容を従事者に周知徹底させなければならない。
- サ 賃貸人は、本市の情報を保護管理するための責任者を置き、本市の情報の管理及び情報漏洩の予防策の立案・実施並びに従事者への教育訓練等を必要に応じて行わなければならない。
- シ 賃貸人は、住基ネットの稼働に必要な消耗品を納入時に用意しなければならない。納入後に必要となった消耗品に関しては、本市が用意する。

## 9 機器の撤去及び情報の消去

- (1) 賃貸借期間終了後は、次期賃貸借契約の賃貸人（以下「次期賃貸人」という。）と撤去時期を綿密に調整したうえで、賃貸人が機器一式を撤去すること。
- (2) 賃貸借を終了する際に、賃借人の指示に基づき、物理破壊をすることなどにより、データを復元できないよう完全に消去すること。
- (3) 情報の消去を実施した場合には、消去証明書を発行すること。（様式は問わない）

## 10 特記事項

本仕様書に疑義が生じたとき、又は、定めのない事項については、賃借人と賃貸人で協議して定めるものとする。また、協議した場合は、賃貸人で協議録を作成し、賃借人へ提出すること。

## 設置場所及び設置台数一覧

統合端末等※					
設置場所	デスクトップ	ノート	タッチパネル	テンキー	プリンター
マイナンバーカードセンター	0	3	3	3	1
西区市民課	0	2	2	2	0
合計	0	5	5	5	1

※ICカードリーダー、照合情報読取装置付き

## 機器の仕様

機器仕様の詳細については、以下の資料を参考にすること。

・地方公共団体情報システム機構「市町村機器整備概要 第4.9版」

下記の機器等を保守の対象とすること。

保守内容の区分は、以下の通りとすること。

- ① 24時間365日 オンサイト保守対応
- ② 平日8:30-19:00 オンサイト保守対応
- ③ 平日9:30-17:30 オンサイト保守対応
- ④ センドバック保守対応
- ⑤ 24時間365日 電話またはメールによる問合せサポート対応
- ⑥ メールによる問合せサポート対応
- ⑦ 保守なし

## 1 統合端末・ネットワークプリンタ

## 1.1 ハードウェア仕様明細

## (1) 統合端末

以下の構成機器 5式

要件	仕様	保守	備考	
本体	形状	ノート型		
	CPU	2.0GHz 以上で、2コア以上の Intel / AMD製 64ビット互換プロセッサまたはSoC		
	メモリ	8GB以上		
	ローカルディスク	容量 256.0GB 以上のSSD	本体内に内蔵すること	
	ネットワーク	・100Base-TX対応であること ・接続しようとするハブまでのケーブルを用意すること		
	外部記憶装置	搭載する外部記憶装置は以下のとおり ・DVD-ROMドライブ×1 ・DVD-ROMドライブは片面4.7GBまたは両面9.4GBClass0の媒体を扱えるものとする。こと。 ・データ出力可能な任意の外部記憶装置×1	①	DVD-ROMドライブは本体に内蔵すること
	インターフェース	・照合情報読取装置 ×1 を接続できること(インタフェースはUSB2.0 準拠とする) ・ディスプレイ×1 を接続できること(インタフェースはミニD-SUB15 ピン,DVI-D,HDMI のいずれかに準拠とする) ・タッチパネル×1 を接続できること(映像用インタフェースおよび制御用インタフェースが必要となる)		
ハードディスク暗号化	・トラステッド プラットフォーム モジュール (TPM) 2.0 ・ Trusted Computing Group (TCG) に準拠する BIOS または UEFI ファームウェアが必要			
ディスプレイ	・1,024×768ドットの表示が可能なこと ・High Color(65,536色)以上の表示が可能なこと	①		
キーボード	日本語キーボード	①	OADG準拠日本語109キーボード	
マウス	PS/2マウスまたはUSBマウスであること	①		
ICカードリーダライタ	「5 ICカードリーダ/ライタ装置」を参照のこと	⑦	予備機5台用意しておくこと。保管および交換は本市で行う。	
照合情報読取装置	「6 照合情報読取装置」を参照のこと	②		
その他	・上記構成を実装する上で、必要となるアダプタ類、ケーブル類、電源コード等をすべて含むこと ・指定のOS が動作可能なPC/AT 互換機であること ・全ての機器本体にセキュリティワイヤーを設置すること	-		

(2) ネットワークプリンタ  
以下の構成機器 1式

要件		仕様	保守	備考
本体	出力用紙サイズ	A4片面	①	
	解像度	600dpi以上(スムージング 1200dpi以上推奨) モノクロ		
	最大印刷速度	A4片面23枚/分以上		
	その他	・ネットワークに対応できること(LAN接続インタフェースを装備していること) ・改ざん防止用紙に対応可能なこと		

(3) タッチパネル  
個人番号カードの交付等、個人番号カード及び公的個人認証サービスの電子証明書の暗証番号設定又は変更に係わる端末については、タッチパネルを調達する必要がある。

以下の構成機器 5式

要件		仕様	保守	備考
本体	解像度	1024×768以上	③	
	インタフェース	・映像: 次のいずれかのインタフェースを装備していること ミニ D-SUB15 ピン、DVI-D、HDMI ・タッチパネル: 次のいずれかのインタフェースを装備していること USB、RS-232C		
その他		・上記構成を実装する上で、必要となるアダプタ類、ケーブル類、電源コード等をすべて含むこと ・デュアルディスプレイとし、タッチパネルはセカンダリディスプレイとして動作すること ・仕様する端末のOSをサポートすること ・各区役所、各出張所の窓口で住民がタッチパネルを操作するため、覗き見防止フィルター等の覗き見防止対策を施すこと ・タッチパネルの設置場所によって、ケーブル、コード類の長さの調整ができるよう対応すること		

1.2 ソフトウェア仕様明細

① 統合端末

機能	ソフトウェア仕様	数量	保守	備考
OS	Microsoft Windows 11 Pro 64 ビットバージョン 又はこれと同等のもの	5	⑥	Microsoft社製又はこれと同等のもの
ICカード制御	ICカードおよびICカードリーダー/ライタを制御するソフトウェア	5		
照合情報読取装置制御	・装置が[FAT13M3E54]又は[FAT13M3D53]の場合はNU461004を調達すること。 ・装置が[住基ネット用操作者認証装置(V3)(ガイド有り)[FAT13FLJL1]]の場合は[AuthConductor 生体認証ミドルウェア V3 1インストール(A28792SM)]を調達すること。 ※ [AuthConductor 生体認証ミドルウェア V3 メディアパック(A287C2SL)]ソフトウェアインストール用媒体]を必要な枚数に応じて調達すること。	5		富士通株式会社製又はこれと同等のもの

- ※ すべてのソフトウェアがOS上で問題なく動作すること。
- ※ OSについては、64ビットバージョンの製品を調達すること。
- ※ 本仕様を実現するために必要なソフトウェアはすべて含むこと。(各種インタフェースボードを制御するドライバソフトウェアなど)
- ※ 地方公共団体情報システム機構より配布されるソフトウェアと連携し、問題なく動作すること。

## 2 ICカードリーダー/ライター装置

要件	仕様	備考
カード搬送方式	手動挿入/手動排出方式	
適合カード	ISO/IEC14443準拠ICカード(タイプB)	
インタフェース	上位装置に接続するインタフェースとしてUSB1.1以上に準拠し、リーダー/ライターと通信するためのドライバソフトウェアのインタフェースとしてPC/SCに準拠していること	
供給電源	USBインタフェースを通じた上位装置からの電力供給	
動作温度	5~35℃	
動作湿度	湿度35~85%(結露なきこと)	
伝送プロトコル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上位装置とリーダー/ライターの間の伝送プロトコルについては規定しない</li> <li>・リーダー/ライターとICカードの間の伝送プロトコルは、ISO/IEC14443-4に記載されている伝送プロトコルに準拠すること</li> </ul>	
電界強度	リーダー/ライターから放射される電磁波の電界強度は、電波法施工規則にて規定された、誘導式読み書き通信設備のうち、設置に際し総務大臣の許可を要しないものであること	
互換性	地方公共団体情報システム機構による動作確認を受けていること	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動作に必要な機器、ケーブル、制御ソフト等はすべて含めること</li> <li>・指定されたテンキーパッドをPC本体に接続すること</li> </ul>	

### 3 照合情報読取装置

要件		仕様
本体	USB規格	USB2.0準拠
	USB コネクタ形状	上位装置側:シリーズAプラグ(Standard A) 読取装置側:ミニBプラグ
	供給電源	DC 5V 500mA ただし、USBバスパワーから供給すること
動作環境条件	動作環境	使用メモリ:OSの推奨値に準拠していること
	使用環境	温度:5~35°C、湿度20~80%RH(結露なきこと)
	照明環境	自然光(太陽光):3000ルクス以下(照合時)、2000ルクス以下(登録時)かつ、直射日光があたらないこと 蛍光灯:3000ルクス以下(照合時)、2000ルクス以下(登録時) ハロゲン/白熱灯:700ルクス以下(照合時)、500ルクス以下(登録時)かつ、光がセンサー面を直射しないこと

<照合情報読取装置について>

地方公共団体情報システム機構の指定製品(富士通株式会社製・住基ネット用操作者認証装置(ガイド有)[FAT13M3E54])又はこれと同等のものとする。

<USBの接続について>

- ・USBインタフェースケーブルはパソコンのUSBポートへ直接接続すること。
- ・USBインタフェースのポート数が枯渇することのないよう考慮すること。

住民基本台帳ネットワークシステムのハードウェア構成図

